

## 八王子市子どもの安全安心連絡協議会の組織及び運営に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、いじめ防止対策推進法第14条第1項及びいじめを許さないまち八王子条例（平成29年条例第13号。以下「条例」という。）第11条第3項の規定に基づき、八王子市子どもの安全安心連絡協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について連絡、調整及び協議する。

- (1) いじめの防止等のための対策の推進に関する事項
- (2) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携に関する事項

### (組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 八王子警察署生活安全課長
- (3) 高尾警察署生活安全課長
- (4) 南大沢警察署生活安全課長
- (5) 八王子警察署生活安全課少年第一係
- (6) 高尾警察署生活安全課少年第一係
- (7) 南大沢警察署生活安全課少年第一係
- (8) 八王子児童相談所長
- (9) 八王子市教育委員会事務局学校教育部統括指導主事
- (10) 八王子市子ども家庭部子どものしあわせ課長
- (11) 八王子市子ども家庭部青少年若者課長
- (12) 八王子市子ども家庭部こども家庭センター館長
- (13) 八王子市健康医療部保健対策課長
- (14) 八王子市生活安全部防犯課長
- (15) 八王子市総合経営部計画調整担当課長

### (任期)

第4条 前条第1号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (招集及び開催)

第5条 協議会は、市長が招集し、総合経営部計画調整担当課長が座長となる。

2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

3 協議会は、必要に応じて、委員以外のものを会議に出席させることができる。

### (庶務)

第6条 協議会の庶務は、総合経営部経営計画課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年(2020年)4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年(2023年)4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年(2025年)4月1日から施行する。